

自己資本の充実の状況等について

定性的な開示事項

I. 単体における事業年度の開示事項

1.自己資本調達手段の概要

自己資本の額は、コア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されております。2024年度末の自己資本の額のうち、コア資本に係る基礎項目は、地域のお客様からお預かりしている出資金、過去の利益の積上げによるもの

及び一般貸倒引当金が該当します。一方、コア資本に係る調整項目は、無形固定資産及び前払年金費用が該当します。

2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

2024年度における自己資本比率は、13.35%と国内で業務を行う金融機関の基準である4%を大幅に上回っており、浜松磐田信用金庫の経営が健全かつ安全であることを示しております。また、各エクスボージャーにおいても特定の分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

さらに、コア資本に係る基礎項目の額に占める会員勘定の割合は97.89%と当金庫の自己資本の大部分は毎期の安定利益の積み重ねにより形成されております。

一方、将来の自己資本充実策につきましては、年度ごとに掲げる収支計画に基づき、安定した利益の確保に努め、引き続き利益の積み上げによる自己資本の充実を図っていく方針であります。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足下の状況を十分に踏まえたうえで策定された実現性の高いものであります。

3.信用リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少あるいは消滅し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理方針」、「信用リスク管理規程」等を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理体制を構築しています。

信用リスクの評価は、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、信用リスクの計量化のためのシステム導入を行い月次のリスク量を計量しております。

株式や債券、投資信託等の有価証券の購入にあたっては、投資適格基準を「資産別運用指針」で定め、購入先の評価である格付や財務状況等を総合的に判断し、安全度を考慮した投資を行っております。

審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門は分離しており、お互いに影響を受けない体制となっております。

以上、信用リスク管理の状況については、統合リスク管理委員会で協議検討を

行うとともに、必要に応じて経営会議、理事会にて経営陣に対し、報告する態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「資産の自己査定基準書」及び「資産の自己査定に関する償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定とともに、破綻懸念先のうち与信額4億円以上又は担保・保証等により保全されていない債務者に対する引当額はキャッシュ・フロー見積法(DCF法)により算出しています。

なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2)リスク・ウェイティングの判定に使用する適格格付機関

エクスボージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は以下の通りです。

- 国内法人又は国内法人の海外現地法人向けエクスボージャー
株式会社 格付投資情報センター(R&I)・株式会社 日本格付研究所(JCR)
- 海外中央政府または海外企業向けエクスボージャー
ムーディーズ・レーティングス(Moody's)
- 上記に当たはまらない格付が付されているエクスボージャーは当該格付

4.信用リスク削減手法に関するリスク管理方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保・有価証券担保・保証などが該当します。当金庫では、融資の採上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の採上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が抱うる担保には、自金庫預金積金・有価証券・不動産等、保証には、人の保証・信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付・割引手形・証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバ

バティープ取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減手法の一つとして、金庫が定める「事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自金庫預金積金・有価証券(国債)・保証として地方公共団体保証・住宅融資保険・一般社団法人しんきん保証基金による保証・保証保険・その他民間保証等、その他非担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、地方公共団体保証は政府保証と同様、住宅融資保険は政府関係機関と同様、一般社団法人しんきん保証基金・保証保険・その他民間保証等は法人等エクスボージャーとして適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスボージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、お客様の外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っております。具体的な派生商品取引は、通貨関連取引として為替先物予約取引、金利関連取引として金利スワップ等があります。

派生商品には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理しております。

また、信用リスクへの対応として、お客様との取引については、総与信取引に

おける保全枠との一體的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っておりません。その他、金利関連取引については、資金運用基準の中で定めている投資枠内の取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、心配ありません。以上により当該取引に係る市場リスク及び信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

6.証券化エクスポートに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産などを、その資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることを指します。このため、証券化商品への投資は、発行体の信用力、裏付資産の状況、市場流動性等に影響を受けるというリスク特性があります。

一般的に証券化取引の当事者は、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。当金庫ではオリジネーターとして株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）が組成した「シンセティック型CLO」に参加していますが、地元の事業者向けに資金調達手段の多様化に応じるために取扱っているもので、証券化本来の目的である保有資産の流動化とは性質が異なるものです。したがって、採上げ基準やリスク管理については、貸出金と同様の方法による管理を行っております。

また、投資家としての証券化エクスポートを保有するがありますが基準日時点の残高はございません。

当該投資証券に係るリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、市場流動性、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて統合リスク管理委員会、経営会議に諮り、適切なリスク管理に努めています。

(2) 体制の整備及びその運用状況の概要

オリジネーターとしての証券化取引における証券化エクスポートの算出にあたっては、「シンセティック型CLO」において日本公庫と当金庫が締結したクレジット・デフォルト・スワップ契約に定められた貸付債権のデフォルトリスクのみを対象として算出しております。

投資家としての証券化取引については、当金庫の定める「資産別運用指針」において発行体及びその裏付資産等の包括的なリスク特性や構造上の特性が継続的に把握できるものを投資対象とし、同指針に従って情報収集とモニタリングを継続的に行なうなど適正な運用・管理を行っております。

(3) 証券化エクスポートの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
当金庫は標準的手法を採用しております。

(4) 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合の、証券化目的導管体の種類及び当該証券化取引に係る証券化エクスポートを保有しているかどうかの別

当金庫は、証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行っておりません。

(5) 子法人等及び関連法人等のうち、当金庫が行った証券化取引に係る証券化エクスポートを保有しているものの名称
該当ありません。

(6) 証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」及び当金庫が定める「時価の採用基準」「有価証券の減損処理基準」等に従った、適正な処理を行っております。

(7) 証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポートのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の通りです。

①国内法人又は国内法人の海外現地法人向けエクスポート

●株式会社 格付投資情報センター(R&I)

●株式会社 日本格付研究所(JCR)

②海外中央政府又は海外企業向けエクスポート

●ムーディーズ・レーティングス(Moody's)

③上記に当たる格付が付与されている証券化エクスポートは当該格付

(8) 定量的な情報に係る重要な変更

該当ありません。

6-2.CVAリスクに関する事項

(1) CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称及び各手法により算出される対象取引の概要

派生商品取引について、「簡便法」を採用しCVAリスク相当額を算出しております。

7.オペレーション・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーション・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「オペレーション・リスク管理方針」「オペレーション・リスク管理規程」等に基づき、適切にオペレーション・リスクを特定・評価・モニタリングし、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、「事務リスク管理方針」「事務リスク管理規程」を踏まえ、本部・営業部店が一体となり、厳正な「事務取扱要領」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検査などに取り組み、事務品質の向上に努めています。

システムリスクについては、「システムリスク管理方針」「システムリスク管理規程」を定め、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、システムリスク管理態勢の整備に努めています。

その他、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めています。

また、当金庫では監査部門が、本部・営業部店に対し立ち入り監査を実施しているほか、営業部店においては、事務統括部による事務検査、本部においては部内検査を実施しています。

8.出資等又は株式等エクスポートに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

出資等又は株式等エクスポートにあたることは、上場株式、非上場株式、子会社株式、投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合、信金中央金庫等への出資金が該当します。

そのうち、上場株式に係るリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。また、株式関連商品への投資は、「資金運用基準」の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産・分散投資の一つとして位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。

(2) CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要

CVAリスクは、大部分を対金融機関取引が占めており、全体のリスク・アセットに占める割合は相対的に低く、影響は限定的であると考えております。

一連のオペレーション・リスクに関するリスクの状況については、統合リスク管理委員会をはじめ、各種委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて経営会議、理事会において経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

(2) BIの算出方法

金利要素 (ILDC)、役務要素 (SC)、及び金融商品要素 (FC) の3つを合計してBI (事業規模指標) を算出しております。

(3) ILMの算出方法

自己資本比率告示306条第1項第3号の規定に基づき、ILMの値に1を用いる方法を採用しております。

(4) オペレーション・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

(5) オペレーション・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

該当ありません。

非上場株式、子会社株式、投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「資金運用基準」及び「資産別運用指針」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」及び当金庫が定める「時価の採用基準」「有価証券の減損処理基準」等に従った、適正な処理を行っております。

9.金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債価値の変動により損失を被ることや、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。具体的には、VaR(バリュー・アット・リスク)を用いて金利リスクを月次で算定するとともに当金庫経営体力に見合ったVaRの限度額を設定し、リスク量とリスク限度額の管理をしております。

加えて、預資金・有価証券を中心とした金利リスクを有する資産・負債を対象に経済的価値の変動(△EVE)や損益の変動額(△NII)についてモニタリングを行っています。リスク量の状況については統合リスク管理委員会で協議検討をするとともに、定期的に経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

● 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NIIについて

流動性預金については、金融庁が定める保守的な前提に基づき、コア預金を算定し、金利改定の満期を割り当てております。流動性預金に割り当てられた金利更改の平均満期は1.25年、最長の金利改定満期は5年となっております。固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、考慮して

おりません。複数通貨の集計については、△EVE及び△NIIが正となる通貨のみを単純合算しております。割引金利については、信用スプレッド等を含めず、リスク・フリーレートを使用しています。内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提はありません。

当金庫の重要性テスト(△EVE/自己資本の額)の結果は基準値である自己資本の20%以内に収まっています。

● 自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

自己資本の充実度評価、有価証券ポートフォリオに対するリスク管理の一環として、ストレス事象を想定した影響評価を実施しております。金利リスクや為替リスク、価格変動リスク、市場性信用リスクなど、ポートフォリオに内包するリスクファクターごとにリスクを測定し、経済価値変動や期間損益への影響を定期的にモニタリングし、管理に活用しています。

内部管理上、分散共分散法によるVaRを計測しております。信用リスクやその他のリスクとともに統一的な尺度を用いて、リスクを計測し、資本配賦の枠組みによるリスク管理に活用しています。

II.連結における事業年度の開示事項

1.連結の範囲に関する事項

(1)自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集團(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲(以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の原因

連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社に相違点はありません。

(2)連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は以下の3社です。

- 浜松いわたビジネスサービス株式会社
- はましんリース株式会社
- 浜松いわた信用保証株式会社

詳細については、30ページをご参照下さい。

2.自己資本調達手段の概要

自己資本の額は、コア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されております。2024年度末の自己資本の額のうち、コア資本に係る基礎項目は、地域のお客様からお預かりしている出資金、過去の利益の積上げによるもの

(3)自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ありません。

(4)連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものとの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ありません。

(5)連結グループ内の資産及び自己資本の移動にかかる制限等の概要

該当ありません。

及び一般貸倒引当金が該当します。一方、コア資本に係る調整項目は、無形固定資産、退職給付に係る資産が該当します。

3.連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

2024年度における自己資本比率は、13.60%と国内で業務を行う金融機関の基準である4%を大幅に上回っており、浜松磐田信用金庫の経営が健全かつ安全であることを示しております。また、各エクスポートにおいても特定の分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

さらに、コア資本に係る基礎項目の額に占める会員勘定の割合は97.93%と連結グループの自己資本の大部分は毎期の安定利益の積み重ねにより形成されております。

一方、将来の自己資本充実策につきましては、連結グループに所属する各会社の年度ごとに掲げる収支計画に基づき、安定した利益の確保に努め、引き続き利益の積み上げによる自己資本の充実を図っていく方針であります。なお、連結グループに所属する各会社の収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足下の状況を十分に踏まえたうえで策定された実現性の高いものであります。

上記以外は、「I.単体における事業年度の開示事項」と同様です。

自己資本の構成に関する開示事項・定量的な開示事項

I. 単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	2023年度	2024年度
(コア資本に係る基礎項目) (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	179,407	181,539
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,262	2,242
うち、利益剰余金の額	177,257	179,409
うち、外部流出予定額(△)	112	111
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,134	3,910
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,134	3,910
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	183,541
(コア資本に係る調整項目) (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。)の額の合計額	79	72
うち、のれんに係るものとの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	79	72
繰延税金資産(一時差異に係るものと除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	1,820	2,017
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	1,900
自己資本		
自己資本の額 [(イ) - (ロ)]	(ハ)	181,640
(リスク・アセット等) (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,268,883	1,330,154
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポート	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	52,174	43,096
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	1,321,057
単体自己資本比率		
単体自己資本比率 (ハ)/(二)		13.74%
		13.35%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2.定量的な開示事項

(1)自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	1,268,883	50,755	1,330,154	53,206
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	1,202,562	48,102	1,232,147	49,285
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	230	9	110	4
我が国の政府関係機関向け	2,571	102	2,663	106
地方三公社向け	—	—	47	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	72,253	2,890	95,496	3,819
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	22,296	891
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	391,597	15,663	456,935	18,277
中小企業等向け及び個人向け	268,649	10,745	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	118,267	4,730
トランザクター向け	—	—	2,180	87
抵当権付住宅ローン	54,735	2,189	—	—
不動産取得等事業向け	251,929	10,077	—	—
不動産関連向け	—	—	357,649	14,305
自己居住用不動産等向け	—	—	234,035	9,361
賃貸用不動産向け	—	—	116,953	4,678
事業用不動産関連向け	—	—	2,560	102
その他不動産関連向け	—	—	4,099	163
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
三月以上延滞等	377	15	—	—
延滞等向け	—	—	35,999	1,439
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	5,403	216
取立未済手形	189	7	—	—
信用保証協会等による保証付	4,857	194	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	11,080	443	—	—
出資等のエクスポージャー	11,080	443	—	—
重要な出資のエクspoージャー	—	—	—	—
株式等	—	—	18,748	749
上記以外	144,089	5,763	135,817	5,432
重要な出資のエクspoージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち对象資本等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	56,275	2,251	56,277	2,251
信用金庫連合会の対象資本等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	19,216	768	18,958	758
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー	5,466	218	4,675	187
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外のエクspoージャー	63,131	2,525	55,906	2,236
②証券化エクspoージャー	—	—	425	17
証券化 STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	425	17
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	65,940	2,637	97,240	3,889
ルック・スル一方式	65,940	2,637	97,240	3,889
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォーラバッック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額をハーパーセントで除して得た額(簡便法)	380	15	341	13
⑦中央清算機関関連エクspoージャー	—	—	—	—
⑧オペレーション・リスク相当額の合計額をハーパーセントで除して得た額	52,174	2,086	43,096	1,723
⑨	—	—	28,730	—
⑩	—	—	3,447	—
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	1,321,057	52,842	1,373,251	54,930

(注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット等×4%

2. 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクspoージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーション・リスク相当額を算定しております(2023年度計数)。

6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーション・リスク相当額を算定しております(2024年度計数)。

8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

(2) 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

地域別、業種別及び残存期間別

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクspo ジヤー区分 期末残高	信用リスクエクspoジヤー		貸出金、コミットメント及びその他のデ リバティブルのオフ・バランス取引		債券		デリバティブル取引		その他		三月以上延滞 エクspoジヤー	延滞エクス ポージャー
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
国内	3,155,673	3,074,967	1,362,912	1,454,131	678,643	688,143	1,363	12,465	1,112,753	920,226	973	44,921	
国外	109,951	134,682	2,756	2,425	70,527	81,435	—	—	36,667	50,822	—	—	
地域別合計	3,265,625	3,209,649	1,365,668	1,456,556	749,171	769,578	1,363	12,465	1,149,421	971,048	973	44,921	
製造業	264,291	295,802	184,255	210,589	72,826	72,105	1	0	7,208	13,107	128	11,491	
農業、林業	1,419	2,074	1,419	2,074	—	—	—	—	—	—	—	179	
漁業	683	1,265	683	1,265	—	—	—	—	—	—	—	26	
鉱業、採石業、砂利採取業	1,337	1,358	336	358	1,000	1,000	—	—	—	—	—	39	
建設業	88,378	112,300	77,113	101,335	11,215	10,914	—	—	50	50	15	4,074	
電気・ガス・熱供給・水道業	48,768	48,158	26,842	27,432	21,922	20,722	—	—	3	3	—	310	
情報通信業	7,013	7,115	3,353	3,158	3,303	3,202	—	—	357	753	—	91	
運輸業、郵便業	88,593	71,230	25,205	27,452	63,267	43,657	—	—	120	120	11	554	
卸売業、小売業	109,972	115,697	100,106	106,303	9,760	9,009	12	—	92	384	12	5,121	
金融業、保険業	1,223,305	1,038,744	11,700	16,156	123,007	113,033	1,350	12,427	1,087,247	897,126	—	2	
不動産業	256,347	293,793	238,611	271,500	17,711	17,551	—	38	23	4,703	62	8,484	
物品販賣業	6,741	8,393	6,449	8,102	—	—	—	—	291	291	—	9	
学術研究、専門・技術サービス業	9,158	9,921	9,158	9,921	—	—	—	—	—	—	—	23	
宿泊業	2,189	2,603	2,189	2,603	—	—	—	—	—	—	—	182	
飲食業	9,547	12,215	9,547	12,215	—	—	—	—	—	—	—	29	1,031
生活関連サービス業、娯楽業	24,836	27,579	24,831	27,574	—	—	—	—	4	4	4	2,807	
教育、学習支援業	6,900	9,745	6,900	9,745	—	—	—	—	—	—	—	69	122
医療、福祉	59,081	63,418	58,180	63,018	901	400	—	—	—	—	—	451	2,463
その他のサービス	38,712	32,019	35,250	28,738	3,236	3,103	—	—	226	177	0	1,582	
国・地方公共団体等	419,939	476,886	33,588	35,163	385,772	441,137	—	—	579	585	—	—	
個人	506,983	474,645	506,983	474,645	—	—	—	—	—	—	193	6,166	
その他	91,422	104,680	2,960	17,201	35,246	33,739	—	—	53,215	53,738	—	155	
業種別合計	3,265,625	3,209,649	1,365,668	1,456,556	749,171	769,578	1,363	12,465	1,149,421	971,048	973	44,921	
1年以下	485,574	430,086	162,672	169,079	61,236	30,946	62	38	261,603	230,021			
1年超 3年以下	222,752	362,169	69,220	85,756	43,534	118,086	32	16	109,965	158,310			
3年超 5年以下	264,321	276,086	97,446	107,832	123,165	112,220	—	—	43,709	56,033			
5年超 7年以下	264,186	234,685	121,908	114,730	89,691	92,400	—	—	52,586	27,554			
7年超10年以下	336,444	319,338	134,917	148,474	178,989	134,006	—	808	22,537	36,050			
10年超	1,079,541	1,131,789	775,646	804,211	252,553	281,919	1,268	11,602	50,071	34,055			
期間の定めのないもの	612,805	455,493	3,857	26,470	—	—	—	—	608,947	429,022			
残存期間別合計	3,265,625	3,209,649	1,365,668	1,456,556	749,171	769,578	1,363	12,465	1,149,421	971,048			

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブル取引を除いております。

2. 「三月以上延滞エクspoジヤー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクspoジヤーのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクspoジヤーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3ヶ月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の業種別エクspoジヤーにおける「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクspoジヤーです。具体的には、現金、動不動産、繰延税金資産、投資信託、国内法人の海外金融子会社債券等です。

5. 上記の主なエクspoジヤー区分における「その他」は、左記の主なエクspoジヤーに分類されないエクspoジヤーです。

具体的には、株式、出資金、預け金、普通預金、定期預金、現金、動不動産、繰延税金資産、投資信託、金銭の信託等です。

6. CVAリスク及び中央清算機関連エクspoジヤーは含まれておません。

7. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

口. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	3,797	4,134	—	3,797
	2024年度	4,134	3,910	—	3,910
個別貸倒引当金	2023年度	12,883	10,954	265	12,617
	2024年度	10,954	10,952	379	10,574
合計	2023年度	16,681	15,088	265	16,415
	2024年度	15,088	14,863	379	14,708
					14,863

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高			
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
国内	12,883	10,852	△ 2,031	9	10,852	10,861	0	0
国外	—	101	—	△ 11	101	90	—	—
地域別合計	12,883	10,954	△ 1,929	△ 1	10,954	10,952	0	0
製造業	3,309	2,362	△ 946	△ 275	2,362	2,086	—	—
農業、林業	171	108	△ 62	△ 49	108	59	—	—
漁業	0	1	0	0	1	1	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	2	3	0	0	3	3	—	—
建設業	542	613	71	300	613	914	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	98	32	△ 66	△ 7	32	24	—	—
情報通信業	1	2	0	4	2	6	—	—
運輸業、郵便業	448	378	△ 69	△ 329	378	49	—	—
卸売業、小売業	1,575	1,083	△ 491	656	1,083	1,740	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	2,602	1,909	△ 692	△ 166	1,909	1,743	—	—
物品販賣業	61	0	△ 60	0	0	0	—	—
学術研究、専門、技術サービス業	218	62	△ 156	△ 60	62	1	—	—
宿泊業	2	3	0	0	3	3	—	—
飲食業	455	174	△ 280	△ 9	174	164	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	1,994	2,038	44	△ 6	2,038	2,032	—	—
教育、学習支援業	117	73	△ 43	△ 18	73	55	—	—
医療、福祉	639	1,020	380	11	1,020	1,031	—	—
その他のサービス	439	914	474	△ 91	914	822	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	160	129	△ 30	△ 14	129	115	0	0
その他	39	40	0	54	40	94	—	—
合計	12,883	10,954	△ 1,929	△ 1	10,954	10,952	0	0

(注) 1.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

2.「その他」は、ゴルフ会員権等のその他資産で発生している業種区分に分類することが適当でない引当金です。

二.標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイ	
	オン・バラン	オフ・バラン	オン・バラン	オフ・バラン	信用リスク・		
	ス資産項目	ス資産項目	ス資産項目	ス資産項目	アセットの額	イトの加重平	均値(%)
2024年度							
現金	21,083	—	21,083	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	630,528	64,400	630,528	64,400	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	9,971	—	9,971	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	149,991	3,000	149,991	300	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	7,991	—	7,991	—	110	1	
我が国の政府関係機関向け	41,485	—	41,485	—	2,663	6	
地方三公社向け	243	—	238	—	47	20	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	368,551	157,745	368,551	69,148	95,496	22	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,109	156,982	6,109	69,110	22,296	30	
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	618,153	100,447	603,652	13,773	456,935	74	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	178,278	322,819	168,615	17,498	118,267	64	
トランザクター向け	1	262,924	0	5,518	2,180	40	
不動産関連向け	588,470	6,297	585,772	6,261	357,649	60	
自己居住用不動産等向け	451,502	—	449,516	—	234,035	52	
賃貸用不動産向け	129,803	4,108	129,131	4,100	116,953	88	
事業用不動産関連向け	2,459	—	2,451	—	2,560	104	
その他不動産関連向け	4,705	2,189	4,673	2,160	4,099	60	
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	27,223	1,591	26,816	419	35,999	132	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞取立未済手形	6,391	—	6,382	—	5,403	85	
信用保証協会等による保証付	598	—	598	—	119	20	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	108,591	8,012	107,914	833	4,888	4	
株式等	18,748	—	18,748	—	18,748	100	
合計					1,096,330		

(注) 1.最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

2.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3.「リスク・ウェイの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ.標準的手法が適用されるエクスポートのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	2024年度															
現金	21,083	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	694,928	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	9,971	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	150,291	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	6,891	1,100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	14,851	26,634	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	238	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	350,160	-	87,535	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	2,696	-	72,524	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	3,323	777	-	80,399	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100,858	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	584	-	39,055	-	-	-	-	-	-	-	-	4,307	2,580	-	-
トランザクター向け	-	-	-	1,211	-	-	-	-	-	-	-	4,307	0	-	-	-
不動産関連向け	-	37	-	79,718	22,071	43,967	371	3,900	1,861	19,377	187	13,575	65,506	835	14,471	2,645
自己居住用不動産等向け	-	37	-	79,703	22,071	34,778	371	-	1,861	19,377	-	-	65,504	-	-	2,645
賃貸用不動産向け	-	-	-	14	-	9,188	-	3,900	-	-	187	13,575	-	835	7,640	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	6,831	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	7	-	901	-	-	-	-	-	-	-	-	2,906	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポートに係る延滞	-	27	-	568	-	-	-	-	-	-	-	-	1,004	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	598	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	59,863	48,884	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	961,206	78,053	-	551,640	22,071	131,502	371	3,900	1,861	19,377	187	17,883	172,857	835	14,471	2,645

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	2024年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21,083
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	694,928
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,971
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	150,291
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,991
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41,485
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	238
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	437,700
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	75,220
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	278,670	-	153,396	-	-	-	-	-	-	-	-	-	617,426
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	130,265	-	-	-	9,320	-	-	-	-	-	-	-	-	-	186,114
トランザクター向け	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,518
不動産関連向け	164,452	66,938	-	-	13	355	-	86,955	2,104	-	-	2,684	-	-	-	592,033
自己居住用不動産等向け	164,119	59,044	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	449,516
賃貸用不動産向け	-	7,893	-	-	355	-	86,955	-	-	-	-	2,684	-	-	-	133,232
事業用不動産関連向け	332	-	-	-	13	-	-	-	2,104	-	-	-	-	-	-	2,451
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,833
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	1,531	-	-	-	-	-	21,888	-	-	-	27,236
自己居住用不動産等向けエクスポートに係る延滞	-	-	-	-	-	4,782	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,382
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	598
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	108,748
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,748	-	-	-	18,748
合計	164,452	197,203	-	278,670	13	355	169,036	86,955	2,104	-	-	24,573	18,748	-	-	2,920,981

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

ヘ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポートージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポートージャーの額	
	2023年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	1,164,274
10%	500	76,671
20%	640,165	5,348
35%	—	150,966
50%	166,054	664
75%	—	313,498
100%	11	657,359
150%	—	174
200%	—	—
20%～250%(クレジットリンク債等)	64,817	—
250%	—	25,117
1,250%	—	—
その他	—	—
合計	871,548	2,394,076

(注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2.エクスポートージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分してあります。
 3.コア資本に係る調整項目となったエクスポートージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポートージャーは含まれておりません。

(単位:百万円、%)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	2024年度			資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)	
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)		
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			
40%未満	1,616,518	249,113	90	1,749,703	
40%～70%	386,584	255,738	11	392,724	
75%	197,767	48,307	21	197,788	
80%	—	—	—	—	
85%	280,497	47,537	16	278,947	
90%～100%	165,169	59,629	16	169,433	
105%～130%	86,444	2,907	100	89,060	
150%	24,575	1,081	34	24,574	
250%	18,748	—	—	18,748	
400%	—	—	—	—	
1,250%	—	—	—	—	
その他	—	—	—	—	
合計	2,776,305	664,314	43	2,920,981	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポートージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポートージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポートージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポートージャー		5,232	117,135	475,921	165,624	147,583	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	2023年度		2024年度	
	与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポートージャー方式	カレントエクスポートージャー式	カレントエクスポートージャー方式
プロス再構築コストの額の合計額		497		9,267
プロス再構築コストの額の合計額及び プロスのアドオン合計額から担保によ る信用リスク削減手法の効果を勘案す る前の与信相当額を差し引いた額		—		—
(注) プロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。				
	担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案する前の与信相当額	担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案した後の与信相当額		
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
①派生商品取引合計	1,363	12,466	1,363	915
(i) 外国為替関連取引	95	55	95	55
(ii) 金利関連取引	1,268	12,410	1,268	859
(iii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	1,363	12,466	1,363	915

	2023年度		2024年度	
	担保の種類別の額	自金庫預金	2023年度	2024年度
担保の種類別の額	—	—	—	—
自金庫預金	—	—	—	—
	プロテクションの購入	プロテクションの提供	2023年度	2024年度
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
与信相当額算出の 対象となるクレジット・ デリバティブの 種類別想定元本額	—	—	—	—

	2023年度		2024年度	
	信用リスク削減手法の効 果を勘案するために用い ているクレジット・デリ バティブの想定元本額	—	—	—
信用リスク削減手法の効 果を勘案するために用い ているクレジット・デリ バティブの想定元本額	—	—	—	—

(5) 証券化エクスポートージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートージャーに関する事項)

① 原資産の合計額等

(単位:百万円)

	原資産の額	
	合成型証券化取引	
	2023年度	2024年度
事業性資金	—	874
合計	—	874

② 原資産を構成するエクスポートージャーに係る三月以上延滞及び延滞エクスポートージャーの額等 該当ありません。

③ 当期に証券化取引を行ったエクスポートージャーの概略

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
当期に証券化取引を行った エクスポートージャーの額	—	34
事業性資金	—	34

④ 保有する証券化エクスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポートージャー(再証券化エクスポートージャーを除く)

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
証券化エクスポートージャーの額	—	34
事業性資金	—	34

b. 再証券化エクスポートージャー

該当ありません。

⑤ 保有する証券化エクスポートージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポートージャー(再証券化エクスポートージャーを除く)

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分(%)	エクスポートージャー残高				所要自己資本の額			
	2023年度		2024年度		2023年度		2024年度	
	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引
0%～15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～50%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
50%～100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100%～250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%～400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400%～1,250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	34	—	—	—	17	—
事業性資金	—	—	34	—	—	—	17	—
合計	—	—	34	—	—	—	17	—

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポートージャー残高×リスク・ウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポートージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

2. 「1,250%」欄は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b. 再証券化エクスポートージャー

該当ありません。

以下の項目は該当ありません。

証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳

早期償還条項付の証券化エクスポートージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

保有する再証券化エクスポートージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

□. 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートージャーに関する事項)

該当ありません。

(6) 出資等又は株式等エクスポートージャーに関する事項

イ.貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区分	2023年度		2024年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	16,528	16,528	22,787	22,787
非上場株式等	15,877	—	15,877	—
合計	32,406	16,528	38,664	22,787

ロ.出資等又は株式等エクスポートージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
売却益	3,298	1,180
売却損	174	109
償却	1	121

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
評価損益	2,700	1,289

二.貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
評価損益	—	—

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2023年度		2024年度	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポートージャー	245,570	279,088	—	—
マンデート方式を適用するエクスポートージャー	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポートージャー	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポートージャー	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポートージャー	—	—	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

IRRBB 1: 金利リスク

(単位:百万円)

項番		△EVE		△NII	
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
1	上方パラレルシフト	53,106	13,818	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	—	939
3	ステイープ化	52,445	19,516	—	—
4	フラット化	—	—	—	—
5	短期金利上昇	—	—	—	—
6	短期金利低下	—	—	—	—
7	最大値	53,106	19,516	—	939
		2023年度		2024年度	
8	自己資本の額	181,640	—	183,360	—

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

II.連結会計年度の開示事項

1.自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	2023年度	2024年度
(コア資本に係る基礎項目) (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	184,385	186,815
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,697	2,677
うち、利益剰余金の額	181,801	184,249
うち、外部流出予定額(△)	112	111
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るもの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,168	3,940
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,168	3,940
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	188,553
(コア資本に係る調整項目) (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。)の額の合計額	75	71
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	75	71
繰延税金資産(一時差異に係るものと除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	1,820	2,017
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	1,896
自己資本		
自己資本の額[(イ)-(ロ)]	(ハ)	186,657
(リスク・アセット等) (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,280,424	1,343,730
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポート	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	52,007	42,947
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	1,332,431
連結自己資本比率		
連結自己資本比率(ハ)/(ニ)		14.00%
		13.60%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき、算出しております。
なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

2.定量的な開示事項

(1) その他金融機関等^(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額^(注)自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。規制上の所要自己資本を下回った会社、及び、所要自己資本を下回った額に該当するものはありません。

(2)自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの額の合計額	1,280,424	51,216	1,343,730	53,749
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	1,214,103	48,564	1,245,723	49,828
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	230	9	110	4
我が国の政府関係機関向け	2,571	102	2,663	106
地方三公社向け	—	—	47	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	72,355	2,894	95,593	3,823
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	22,296	891
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	398,203	15,928	466,515	18,660
中小企業等向け及び個人向け	271,154	10,846	122,118	4,884
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	2,160	86
トランザクター向け	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	54,731	2,189	—	—
不動産取得等事業向け	251,928	10,077	357,649	14,305
不動産関連向け	—	—	234,035	9,361
自己居住用不動産等向け	—	—	116,953	4,678
賃貸用不動産向け	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	2,560	102
その他不動産関連向け	—	—	4,099	163
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
三ヶ月以上延滞等	377	15	36,561	1,462
延滞等向け	—	—	5,363	214
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	119	4
取立未済手形	189	7	—	—
信用保証協会等による保証付	4,857	194	4,888	195
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	10,777	431	—	—
出資等のエクスポージャー	10,777	431	—	—
重要な出資のエクspoージャー	—	—	—	—
株式等	—	—	18,444	737
上記以外	146,725	5,869	135,649	5,425
重要な出資のエクspoージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	56,275	2,251	56,277	2,251
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	19,216	768	18,585	743
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー	5,677	227	4,806	192
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外のエクspoージャー	65,556	2,622	55,980	2,239
②証券化エクspoージャー	—	—	425	17
証券化 STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	425	17
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	65,940	2,637	97,240	3,889
ルック・スルー方式	65,940	2,637	97,240	3,889
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額(簡便法)	380	15	341	13
⑦中央清算機関関連エクspoージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーションナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	52,007	2,080	42,947	1,717
BI	—	—	28,631	—
BIC	—	—	3,435	—
ハ. 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額(イ+ロ)	1,332,431	53,297	1,386,678	55,467

(注) 1.所要自己資本額=リスク・アセット等×4%

2.「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオーバーランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日より三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3ヶ月以上限度額を超過した当座貸越であること

5.当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーション・リスク相当額を算定しております(2023年度計数)。

6.当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7.当金庫グループは、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーション・リスク相当額を算定しております(2024年度計数)。

8.連結所要自己資本額=連結リスク・アセットの合計額(連結自己資本比率の分母の額)×4%

(3) 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

地域別、業種別及び残存期間別

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクspo ジヤー区分	信用リスクエクspoジヤー		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブル外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブル取引		その他		三月以上延滞 エクspoジヤー	延滞エクspoジヤー
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
国内	3,168,636	3,093,581	1,360,358	1,472,369	678,643	688,143	1,363	12,465	1,128,269	920,602	973	45,438	
国外	109,951	132,634	2,756	377	70,527	81,435	—	—	36,667	50,822	—	—	
地域別合計	3,278,588	3,226,215	1,363,115	1,472,746	749,171	769,578	1,363	12,465	1,164,937	971,424	973	45,438	
製造業	269,064	302,491	184,255	217,278	72,826	72,105	1	0	11,981	13,107	128	11,757	
農業、林業	1,429	2,095	1,419	2,095	—	—	—	—	10	—	—	181	
漁業	685	1,270	683	1,270	—	—	—	—	1	—	—	26	
鉱業、採石業、砂利採取業	1,382	1,360	336	359	1,000	1,000	—	—	44	—	—	39	
建設業	90,338	114,330	77,113	103,365	11,215	10,914	—	—	2,010	50	15	4,151	
電気・ガス・熱供給・水道業	48,809	48,195	26,842	27,469	21,922	20,722	—	—	44	3	—	311	
情報通信業	7,054	7,152	3,353	3,195	3,303	3,202	—	—	398	753	—	91	
運輸業、郵便業	90,667	73,626	25,205	29,848	63,267	43,657	—	—	2,194	120	11	572	
卸売業、小売業	111,455	117,281	100,106	107,887	9,760	9,009	12	—	1,575	384	12	5,144	
金融業、保険業	1,223,836	1,039,249	11,700	16,183	123,007	113,033	1,350	12,427	1,087,777	897,605	—	2	
不動産業	256,635	294,021	238,611	271,727	17,711	17,551	—	38	312	4,703	62	8,496	
物品販賣業	3,979	8,214	3,895	8,213	—	—	—	—	83	1	—	9	
学術研究・専門・技術サービス業	9,344	10,111	9,158	10,111	—	—	—	—	185	—	—	24	
宿泊業	2,200	2,623	2,189	2,623	—	—	—	—	10	—	—	182	
飲食業	9,695	12,372	9,547	12,372	—	—	—	—	148	—	29	1,043	
生活関連サービス業、娯楽業	25,510	28,167	24,831	28,162	—	—	—	—	678	4	—	2,855	
教育、学習支援業	6,988	9,817	6,900	9,817	—	—	—	—	87	—	69	122	
医療、福祉	59,878	64,292	58,180	63,892	901	400	—	—	797	—	451	2,483	
その他のサービス	39,810	32,439	35,250	29,166	3,236	3,103	—	—	1,323	169	0	1,586	
国・地方公共団体等	419,951	476,898	33,588	35,175	385,772	441,137	—	—	590	585	—	—	
個人	507,995	474,659	506,983	474,659	—	—	—	—	1,011	—	193	6,166	
その他	91,875	105,542	2,960	17,867	35,246	33,739	—	—	53,668	53,934	—	187	
業種別合計	3,278,588	3,226,215	1,363,115	1,472,746	749,171	769,578	1,363	12,465	1,164,937	971,424	973	45,438	
1年以下	484,085	430,569	160,670	169,079	61,236	30,946	62	38	262,115	230,505			
1年超 3年以下	222,645	362,169	69,113	85,756	43,534	118,086	32	16	109,965	158,310			
3年超 5年以下	263,876	276,086	97,001	107,832	123,165	112,220	—	—	43,709	56,033			
5年超 7年以下	264,186	234,685	121,908	114,730	89,691	92,400	—	—	52,586	27,554			
7年超10年以下	336,444	319,338	134,917	148,474	178,989	134,006	—	808	22,537	36,050			
10年超	1,079,541	1,131,789	775,646	804,211	252,553	281,919	1,268	11,602	50,071	34,055			
期間の定めのないもの	627,809	471,575	3,857	42,661	—	—	—	—	623,951	428,914			
残存期間別合計	3,278,588	3,226,215	1,363,115	1,472,746	749,171	769,578	1,363	12,465	1,164,937	971,424			

(注) 1.オフ・バランス取引は、デリバティブル取引を除いております。

2.「三月以上延滞エクspoジヤー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日より三月以上延滞している債務者に係るエクspoジヤーのことです。

3.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクspoジヤーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3ヶ月以上限度額を超過した当座貸越であること

4.上記の業種別エクspoジヤーにおける「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクspoジヤーです。具体的には、現金、動不動産、繰延税金資産、投資信託、国内法人の海外金融子会社債券等です。

5.上記の主なエクspoジヤー区分における「その他」は、左記の主なエクspoジヤーに分類されないエクspoジヤーです。

具体的には、株式、出資金、預け金、普通預金、定期預金、現金、動不動産、繰延税金資産、投資信託、金銭の信託等です。

6.CVAリスク及び中央清算機関連エクspoジヤーは含まれておません。

7.業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	3,853	4,168	—	3,853
	2024年度	4,168	3,940	—	4,168
個別貸倒引当金	2023年度	13,186	11,245	265	12,920
	2024年度	11,245	11,150	405	10,839
合計	2023年度	17,040	15,413	265	16,774
	2024年度	15,413	15,090	405	15,007

八.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高			
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
国内	13,186	11,143	△2,043	△84	11,143	11,059	0	0
国外	—	101	△101	△11	101	90	—	—
地域別合計	13,186	11,245	△1,941	△95	11,245	11,150	0	0
製造業	3,322	2,377	△945	△254	2,377	2,122	—	—
農業、林業	173	111	△62	△51	111	59	—	—
漁業	0	1	0	0	1	1	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	2	3	0	0	3	3	—	—
建設業	545	618	73	302	618	921	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	99	32	△66	△8	32	24	—	—
情報通信業	1	2	0	4	2	6	—	—
運輸業、郵便業	546	485	△61	△436	485	49	—	—
卸売業、小売業	1,587	1,092	△495	653	1,092	1,745	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	2,604	1,911	△693	△166	1,911	1,744	—	—
物品賃貸業	61	0	△60	0	0	0	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	219	62	△157	△60	62	1	—	—
宿泊業	2	3	0	0	3	3	—	—
飲食業	457	176	△281	△9	176	167	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	2,015	2,060	45	△8	2,060	2,051	—	—
教育、学習支援業	117	73	△43	△18	73	55	—	—
医療、福祉	640	1,024	383	10	1,024	1,034	—	—
その他のサービス	474	941	466	△117	941	823	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	271	227	△43	△14	227	213	0	0
その他	39	40	0	80	40	120	—	—
合計	13,186	11,245	△1,941	△95	11,245	11,150	0	0

(注) 1.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

2.「その他」は、ゴルフ会員権等のその他資産で発生している業種区分に分類することが適当でない引当金です。

二.標準的手法が適用されるエクスポートのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)	
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額		
	2024年度						
現金	21,083	—	21,083	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	630,528	64,400	630,528	64,400	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	9,971	—	9,971	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	150,003	3,000	150,003	300	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	7,991	—	7,991	—	110	1	1
我が国の政府関係機関向け	41,485	—	41,485	—	2,663	6	6
地方三公社向け	243	—	238	—	47	20	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	369,035	157,745	369,035	69,148	95,593	22	22
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,109	156,982	6,109	69,110	22,296	30	30
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	628,723	100,887	614,190	13,817	466,515	74	74
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	183,362	322,379	173,732	17,454	122,118	64	64
トランザクター向け	1	262,462	0	5,474	2,160	39	39
不動産関連向け	588,470	6,297	585,772	6,261	357,649	60	60
自己居住用不動産等向け	451,502	—	449,516	—	234,035	52	52
賃貸用不動産向け	129,803	4,108	129,131	4,100	116,953	88	88
事業用不動産関連向け	2,459	—	2,451	—	2,560	104	104
その他不動産関連向け	4,705	2,189	4,673	2,160	4,099	60	60
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	27,661	1,591	27,254	419	36,561	132	132
自己居住用不動産等向けエクスポートに係る延滞	6,351	—	6,342	—	5,363	85	85
取立未済手形	598	—	598	—	119	20	20
信用保証協会等による保証付	108,589	8,012	107,912	833	4,888	4	4
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—
株式等	18,444	—	18,444	—	18,444	100	100
合計					1,110,074		

(注) 1.最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

2.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3.「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポートのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ.標準的手法が適用されるエクスポートのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	2024年度															
現金	21,083	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	694,928	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	9,971	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	150,303	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	6,891	1,100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	14,851	26,634	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	238	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	350,644	-	87,535	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	2,696	-	72,524	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	3,323	853	-	80,399	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100,858	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	507	-	39,055	-	-	-	-	-	-	-	-	4,263	2,581	-	-
トランザクター向け	-	-	-	1,210	-	-	-	-	-	-	-	-	4,263	0	-	-
不動産関連向け	-	37	-	79,718	22,071	43,967	371	3,900	1,861	19,377	187	13,575	65,506	835	14,471	2,645
自己居住用不動産等向け	-	37	-	79,703	22,071	34,778	371	-	1,861	19,377	-	-	65,504	-	-	2,645
賃貸用不動産向け	-	-	-	14	-	9,188	-	3,900	-	-	187	13,575	-	835	7,640	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	6,831	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	7	-	901	-	-	-	-	-	-	-	-	2,980	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポートジャヤーに係る延滞	-	27	-	568	-	-	-	-	-	-	-	-	1,004	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	598	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	59,863	48,883	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	961,218	78,051	-	552,124	22,071	131,502	371	3,900	1,861	19,377	187	17,839	172,932	835	14,471	2,645

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	2024年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21,083
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	694,928
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,971
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	150,303
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,991
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41,485
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	238
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	438,184
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	157,526	-	-	-	-	-	-	75,220
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	285,045	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	628,007
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	135,444	-	-	-	-	-	9,334	-	-	-	-	-	-	-	191,187
トランザクター向け	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,474
不動産関連向け	164,452	66,938	-	-	13	355	-	86,955	2,104	-	-	2,684	-	-	-	592,033
自己居住用不動産等向け	164,119	59,044	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	449,516
賃貸用不動産向け	-	7,893	-	-	-	355	-	86,955	-	-	-	2,684	-	-	-	133,232
事業用不動産関連向け	332	-	-	-	13	-	-	-	2,104	-	-	-	-	-	-	2,451
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,833
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	1,575	-	-	-	-	22,209	-	-	-	27,674
自己居住用不動産等向けエクスポートジャヤーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	4,742	-	-	-	-	-	-	-	-	6,342
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	598
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	108,746
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,444	-	-	-	18,444
合計	164,452	202,382	-	285,045	13	355	173,183	86,955	2,104	-	-	24,893	18,444	-	-	2,937,223

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

ヘ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポートージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポートージャーの額	
	2023年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	1,164,285
10%	500	76,671
20%	640,165	5,861
35%	—	150,966
50%	166,054	664
75%	—	316,947
100%	11	666,264
150%	—	174
200%	—	—
20%～250%(クレジットリンク債等)	64,817	—
250%	—	25,202
1,250%	—	—
その他	—	—
合計	871,548	2,407,039

(注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2.エクスポートージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分してあります。
 3.コア資本に係る調整項目となったエクスポートージャー、CVAリスク及び中央清算機関連エクスポートージャーは含まれておりません。

(単位:百万円、%)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	2024年度				資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)	
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)		
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目				
40%未満	1,617,012	249,113	90	1,750,198		
40%～70%	386,658	255,284	11	392,754		
75%	202,842	48,295	21	202,890		
80%	—	—	—	—		
85%	286,988	47,406	16	285,399		
90%～100%	169,259	60,225	16	173,580		
105%～130%	86,444	2,907	100	89,060		
150%	24,896	1,081	34	24,895		
250%	18,444	—	—	18,444		
400%	—	—	—	—		
1,250%	—	—	—	—		
その他	—	—	—	—		
合計	2,792,548	664,314	43	2,937,223		

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポートージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポートージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポートージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポートージャー	5,232	117,135	475,921	165,624	147,583	—	—	—

(注) 当金庫グループは、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

単体と同じ数値のため同開示項目をご参照ください。

(6) 証券化エクスポートージャーに関する事項

イ.連結グループがオリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートージャーに関する事項)

単体と同じ数値のため同開示項目をご参照ください。

ロ.連結グループが投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートージャーに関する事項)

単体と同じ数値のため同開示項目をご参照ください。

(7) 出資等又は株式等エクスポートージャーに関する事項

イ.連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区分	2023年度		2024年度	
	連結貸借対照表 計上額	時価	連結貸借対照表 計上額	時価
上場株式等	16,542	16,542	22,800	22,800
非上場株式等	15,561	—	15,561	—
合計	32,103	16,542	38,361	22,800

ロ.出資等又は株式等エクスポートージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
売却益	3,300	1,180
売却損	174	107
償却	1	121

(注) 連結損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ.連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
評価損益	2,700	1,289

二.連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
評価損益	—	—

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャーに関する事項

単体と同じ数値のため同開示項目をご参照ください。

(9) 金利リスクに関する事項

連結グループを含めた金利リスクの状況について、関連子会社等が有する資産・負債の規模は単体と比較して僅少であり、金利リスクの影響は限定的であると認識しております。したがいまして、連結グループの金利リスクについては、単体の開示項目をご参照ください。